

令和5年

行方市農業委員会

第8回総会会議録

(令和5年7月25日)

令和5年7月25日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第58号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第59号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第60号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第61号	現況証明願について
議案第62号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第63号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第31号	令和6年度国・県農業施設に関する意見集約について
報告第32号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市 也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員 なし
本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事務局 | (開会宣言) 午後 3時00分
それでは、ただいまより令和5年行方市農業委員会第8回総会を開会させていただきます

きます。

(会長挨拶)

事務局
会長

総会議事日程第2、会長挨拶。

高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

それでは、総会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は最適化推進委員の皆様のご出席もいただきましての総会となりました。

毎日暑い猛暑が続いておりますが、体調など崩さないよう注意をしていきたいと思
います。

そのほか、先月29日に県の農業会議の総会がありまして、鹿行地域で交互に理事
を出しているのですが、今回、行方市が農業会議のほうの理事ということで選任さ
れたことをご報告申し上げます。

挨拶としては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(経過報告)

事務局

ありがとうございました。

それでは、続きまして、日程第3、経過報告になります。

7月の行事経過報告によりご説明したいと思います。

6月29日、先ほど会長が言われました茨城県農業会議通常総会でございます。こ
ちら市町村会館におきまして、令和4年度事業報告並びに収支決算について、令和
5年度事業計画並びに予算について審議がなされました。高塚会長、事務局のほう
で出席をいたしました。

7月3日、農業振興地域整備促進協議会、こちらは北浦庁舎におきまして、高塚会
長、事務局出席の下、農業振興地域整備計画の変更について協議をいたしました。

7月4日、行方地域協議会視察研修会、こちらは東京の豊洲市場、道の駅ごかを視
察研修いたしました。出席者につきましては、高塚会長、根本農地部会長、小沼農
政部会長、事務局のほうで出席をいたしました。

7月5日、行方地域農業改良推進協議会の通常総会でございます。こちらは行方合
同庁舎におきまして、令和4年度事業報告並びに収支決算について、令和5年度事
業計画並びに予算につきまして協議をいたしました。出席者は、高塚会長、事務局
です。

7月10日、霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会通常総会、こちらはレイクエコー
におきまして、記載のとおり協議をいたしました。出席者は高塚会長です。

7月25日、本日でございます。先ほど第2回役員会を行いました。出席者は役員
と事務局でございます。同じく本日、第8回の総会となっております。

(議長の選出)

事務局

それでは、続きまして、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長
としての議事進行をお願いいたします。

議 長 (資格審査報告)
それでは、ただいまの出席委員は19名、欠席はありません。定数に達しております。
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

議 長 (会期の決定)
本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

議 長 (議事録署名人の選出)
会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
14番大久保正一委員 15番郡司正彦委員。

議 長 (書記の選出)
総会書記として、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。

議 長 (議案の審議)
議事日程は、別紙日程表のとおりであります。
それでは、議案の審議に入ります。

議 長 (議案第58号)
議案第58号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を
議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第58号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記
のとおり許可申請があったので提案する。令和5年7月25日提出、行方市農業委
員会長 高塚利英。
案件につきましては第1項から第12項までとなっております。
事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。
なお、第1項から第12項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しない
ため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
7 番 7番、横瀬です。1項の調査報告をします。
この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。
受人は45歳、当市山田に在住し、会社員兼農業の男性です。渡人は神奈川県横浜

		市に住む27歳、病院職員の女性です。申請事由は、自宅に隣接しており、二十数年前から家庭菜園として借りていたものです。地権者より、今後管理ができないため渡したいというものです。水稻20aぐらいの作付ですが、最低限の農機具もそろっており、問題のないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、最低限の農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、太田、麻生地区、4人で調査をしてまいりました。譲受人は行方市麻生、農業、45歳の男性の方、譲渡人は行方市南、農業、75歳の男性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。受人は水稻5,000㎡、農業日数150日、家から軽トラックで20分くらい、農機具はそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、根本です。第3項について調査報告をいたします。 なお、本件は大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は市内行戸在住、63歳の農業の男性、譲渡人は市内行戸在住、84歳、農業の男性です。両人は同居の親子であります。行戸区内の田畑及び小貫地内の畑合わせて1万6,274㎡、贈与による所有権の移転で、申請事由は経営移譲であります。調査の結果、農機具等も全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。4項の調査報告をします。 この調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと調査してま

		<p>いりました。</p> <p>譲受人は群馬県の有限会社代表の方です。市内芹沢地区で養豚業を営んでいます。作業人数6人で4,000頭ほど飼育しているそうです。譲渡人は市内芹沢地区在住、農業兼会社員、44歳の男性です。申請事由は、養豚場隣の土地であることと、その場所で農産物の販売にも力を注いでいく計画があるそうです。区分は売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		<p>11番、風間です。5項、6項、7項の調査報告をします。</p> <p>この調査も根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>5項、6項、7項は関連がありますので、一括での報告とします。</p> <p>5項、6項、7項の譲受人は市内玉造甲地区在住、69歳、農業経営兼会社役員の男性です。家族3人で7万7,786㎡甘薯を耕作しております。5項の譲渡人は市内玉造甲地区在住、61歳、会社員の男性です。6項の譲渡人は市内芹沢地区在住、51歳、会社員の男性です。7項の譲渡人は常陸大宮市に在住、64歳、飲食業の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項、9項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		<p>11番、風間です。8項、9項の調査報告をします。</p> <p>この調査は、根崎、内藤両委員さん、関口、石田推進委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>8項、9項は関連がありますので、一括で報告します。</p> <p>8項の借受人は福島県寝装会社代表の男性と会社役員、63歳の女性と27歳の男性です。申請事由は、営農型太陽光発電設備の空中部分に区分地上権設定をするための申請です。9項の借受人は銚田市在住、64歳、農業の男性です。家族3人で水稲、野菜を1万8,491㎡耕作しています。申請事由は、営農型太陽光発電設</p>

		備の下部の農地において、サカキを栽培するための使用貸借権設定です。通作距離は3.4km、車で5分ほどです。8項、9項の貸出人は石岡市在住、63歳の女性と市内芹沢地区在住、59歳無職の男性となっております。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。10項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は行方市麻生、農業、74歳の男性の方、譲渡人は神奈川県川崎市、無職、64歳の女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて1万3,886㎡、水稻、露地野菜、年間275日、家から10km、15分くらいの所です。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	1番、矢幡です。第11項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 譲受人は市内行方に在住する兼業農家の60歳代の男性、譲渡人も市内行方に在住する無職の40歳代の女性です。2人の関係はいとこ同士です。申請事由は、農業経営の規模拡大のため、区分は贈与による所有権の移転です。以前から当該田んぼは譲受人が耕作していて、今回、譲渡人の意向により贈与の運びとなりました。田んぼの場所は譲受人の自宅から5分程度の距離にあり、農機具もそろっています。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。第12項の調査報告をいたします。
この案件につきましては、風間、根崎委員さん、関口、石田推進委員さんと共に調査をしまりました。

議 長 譲受人は市内浜に在住、60歳の会社員兼農業の男性です。譲渡人は市内浜に在住する88歳、農業の男性です。2人の関係は親子です。申請事由については、経営移譲で、区分について、贈与による所有権移転です。譲渡人が88歳と高齢になり、譲受人の長男に譲りたいということです。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

(議案第59号)

議 長 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付してありますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 1 9 番 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
19番、清水です。1項の調査報告をいたします。
この案件の調査には、本澤、近藤両委員さん、大原、横田両推進委員さんと行ってまりました。
申請人は香取市に在住する66歳の方であります。申請事由は、現況を登記簿の地目が山林であります、それと同じにするために植林をしたいというものであります。内容ですが、クロマツ556本を植えるということであります。場所は旧三和小跡地の北側300mほどのところかと思ひます。山林介在地でもあり、許可相当というふうに調査をしまりました。皆様方の審議を願ひします。

議 長 調査の結果は、許可相当であるということでした。皆様の審議を願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

(議案第60号)

議 長 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひま

		す。
事務局		議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第7項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議長		それではまず初めに、1項から2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、風間です。1項、2項、3項の調査報告をします。 今回の調査も根崎、内藤両委員さん、関口、石田推進委員さんと共に調査してまいりました。 借受人は1項、2項、3項ともに寝装会社代表の男性、会社役員の女性、アルバイト男性の3人となります。貸付人は石岡市在住、63歳、パートの女性と市内芹沢地区在住、59歳、無職の男性です。申請事由は、営農型太陽光発電設備の地中部分の一時転用で、賃貸借権の設定です。場所は市内上山工業団地南の端となります。調査の結果、必要な書類も添付されているため許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。
議長		調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。(全員一致)
議長		異議なしと認め、1項から2項、3項は原案のとおり可決をいたします。
議長		次に、4項、5項も関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
9		番 9番、内藤です。第4項、5項については関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田推進委員さんの協力の下に調査してまいりました。 まず4項の譲渡人の方は鹿島市に在住する60歳の女性です。5項のほうは市内沖洲の在住する84歳の農業の男性です。4項、5項とも譲受人は広島に在住する株式会社代表取締役の男性です。申請事由については、4項、5項とも太陽光発電設備で、区分については売買による所有権移転です。現場は国道355号、ちょうど旧道に入ったところ、4項、5項とも今現在は休耕地となっております。必要書類も整っており、調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議長		調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員		異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、6項、7項も関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第6項、7項とも関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田推進委員さんの協力の下に調査してまいりました。 6項の譲渡人の方は市内浜に在住する66歳、農業の男性です。7項の渡人は石岡に在住する63歳の女性です。6項、7項の譲受人の方は石岡市に在住する男性です。申請事由については、ともに貸事務所兼駐車場で、区分については売買による所有権移転です。譲受人は、建設した事務所については協同組合のかたのほうに貸し付けて、技能実習事業に使用するということでした。現場は国道355号線、浜を旧道に200m行ったところでございます。現在は休耕地となっております。詳細は事業計画書、同意書と整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第61号)
議	長	議案第61号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第61号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年7月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 申請人は行方市玉造甲に住む70歳の農業をやっている男性です。申請人は、この田んぼを畑にしたいそうです。主に枝豆、トウモロコシなどを作りたいそうです。場所は玉造小入り口から南へ200mぐらいのところになります。何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 3 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 13番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、4人で調査をまいりました。 申請人は行方市麻生、80代の男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、平成6年頃から宅地として利用していて、復元するのも困難な状況です。場所はあそう白帆の湯付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 3 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 13番、小沼です。3項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、4人で調査をまいりました。 申請人は行方市富田、50代の女性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約30年前から宅地として利用し、また、無許可で倉庫を建築しており、復元するのも困難な状況です。場所は富田、樽見製材所東側付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 6 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、椎名です。第4項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 申請人は行方市井貝在住の男性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明です。現地を確認したところ、30年以上耕作していないということで、山林化しておりました。農地への復元は困難と見てまいりました。何ら問題もなく、非農地証明交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。 以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 2	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 2番、谷田川です。5項の調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。 申請人は、市内石神在住、50代の男性、願出要旨については地目変更登記のため、区分は非農地証明です。調査の結果、30年前から山林化しており、復元は難しい状況で、証明書発行は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、証明書交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	(議案第62号) 議案第62号 行方市農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第62号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、 下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社は中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業・総括表で説明いたします。新規設定、田、6件18筆3万7,916㎡となります。次のページ、農地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。	
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。
議	長	(議案第63号) 議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年7月25日提	

出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙資料ナンバー2をご覧くださいと思います。令和5年7月7日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が6件18筆3万7,916㎡となります。詳細につきましては次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。なお、議案第62号の農用地利用集積計画の公告と今回の計画案の決定は同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

(報告第31号)

議 長 次に、報告案件に入ります。報告第31号 令和6年度国・県農業施策に関する意見集約についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第31号 令和6年度国・県農業施策に関する意見集約について、下記のとおり報告する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
別紙資料ナンバー3をご覧くださいと思います。
こちらは委員の皆様からいただきました意見を基に先月の農政部会で協議いたしまして、国と県の意見を集約したものとなります。これらの意見・要望につきましては、今後、今月末までに茨城県農業会議のほうに報告させていただく予定となっております。また、市に対する意見・要望につきましては、現在も皆様から意見をいただいておりますが、農業行政、農業の情勢ですかね、秋までに変わるかと思いますので、改めて意見集約を行った上で、農政部会で協議させていただきます。その後、行方市長へ要望書を提出していきたいと考えております。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきまして、先月、農政部会を開催しております。ここで、小沼農政部長より報告を求めます。
1 3 番 13番、小沼です。

では、報告をします。令和6年度国・県農業施策に関する意見集約について報告をいたします。

6月26日に開かれました農政部会において協議をされた内容について報告いたします。

まず、農地の保全と有効利用の対策につきましては、地域計画の推進による地域の話合いの促進と農地利用集積・集約化の進展を求める意見、遊休農地、耕作放棄地

の解消対策を求める意見が出されました。

担い手・経営対策につきましては、国際情勢の不安による飼料、肥料の価格高騰に伴う負担軽減策の実施を求める意見、経営所得安定対策を求める意見、また、認定農業者、後継者、新規就農者の育成、支援、施策を求める意見や補助事業の実施を求める意見も出されました。

農業委員会組織につきましては、農業委員会組織の支援対策強化を求める意見も出されました。

基本農政の確立対策につきましては、より一層の鳥獣害対策を求める意見が多く出されました。以上、報告をします。

議長 ただいま小沼農政部会長からの報告がございました。質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認めます。

（報告第32号）

議長 次に、報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。

事務局 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらは相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第5項までとなっております。ご確認をお願いします。

続きまして、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらは、合意解約により賃借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第13項までです。こちらをご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第34号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和5年7月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらは、6月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録を集計したものになります。こちらをご確認いただきたいと思います。以上です。

議長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。

ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時46分

議

長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第8回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。